

## 平成 31 年度（2019 年度）事業計画

東京湾水先区水先人会

### I. 水先業務を取巻く情勢

例年に倣い平成 31 年度（2019 年度）の事業計画を策定するに当たり、東京湾水先区水先人会（以下、当会という。）を取り巻く諸情勢について概観し、会員各位と認識を共有する。

#### （1）会員数の状況について

4 月 1 日現在の当会の会員数の状況は、総数 178 人（一級 142 人、二級 27 人、三級 9 人・・・陸上勤務者 9 人、新人 6 人を除くと実稼働者は 163 人）であり、全国 35 水先区の中で最大規模の水先人会であることに変わりはない（全国の水先人数は約 680 人）。二級、三級水先人が登場した新たな水先制度が実施されて既に十数年が経過したが、新制度による一級水先人及び若い年齢層の二級・三級水先人の員数は増加し、旧制度の水先人（現一級水先人）に対し、その構成比率は 68%を占めるまでになっている。また、水先人養成制度の変化に伴って会員の出身母体も多様化し、水先人会内の雰囲気も変わりつつあり、まさに世代交代が着実に進んでいると言える。

今後の会員数の見通しとして、一級水先人の退会者は、今年度は 11 名、その後 3 年間は毎年 10 数名の退会者が出る見込みであり、一級水先人を例年並みの募集人数とした場合、3～4 年後には円滑な水先業務の遂行に支障を来すおそれがある。これに対し、退会者の状況をみながら慎重に募集人数の上積みを検討する必要がある。なお、二級については毎年 1 名、三級については毎年 2～3 名の募集に大きな変更はない予定である。

また、水先業務の中心となる一級水先人を確保する意味合いもあり、来年度より、二級水先人を進級一級水先人養成課程に進ませることとし、他の大規模水先人会と同様の対応をとることとする。

#### （2）水先業務量の現況について

平成 30 年 1 月～12 月の水先作業数は、約 4 万 9 千隻（月間平均 4 千 1 百隻、1 日平均 135 隻）の作業実績であった。横浜区の強制水先緩和が大きく影響したこともあって、ここ数年来、作業隻数の減少傾向が続く状況であったが、最近の年間水先作業実績は約 5 万作業前後であり、この状況が

当面は横這的に推移するものと予想できる（平成 19 年度の作業実績は、62,262 作業）。一方で水先料は、派遣支援費用に関しての水先料引上げを勘案しても、全体として微増という状況であり、作業隻数から類推するに船舶の大型化が進みつつあると思われる。

東京湾の後背地には、関東圏という一大消費地が存在し、エネルギー関連の各種プラント、製造工場が稼働しており、種々の原材料／製品の輸送に関わる船舶が運航されている。その船種・船型は多岐に渡り、20 万 G/T（40 万 DWT）のバルカーや長さ 400m 近いコンテナ船（19 万 G/T）から 500 G/T 程度の小型船まで多種多様である。更に、近年は横浜、東京を中心に大型客船の寄港が著しく増加している。

また、川崎区の強制水先緩和の検討が再度提起されており、結果如何によっては、作業量に影響を与えるおそれがある。

### （3）船舶の大型化について

ここ数年で、特にコンテナ船を中心に大型化が著しく進んでいる。本牧 D4 への大型コンテナ船（12.8 万 G/T 級、LOA 347m、1.1 万 TEU 積）の定期寄港の開始、南本牧 MC1/2 への 14.2 万 G/T 級（LOA 366m、1.3～1.4 万 TEU 積）の寄港が常態化している。更に、臨時寄港であるとはいえ、19.3 万 G/T 級（LOA 400m、1.9 万 TEU 積）の世界最大級となる超大型コンテナ船が南本牧（MC1）に入港した。また、東京区では、14.1 万 G/T 級（1.4 万 TEU 積）の大型コンテナ船の定期寄港が開始されている。

特に横浜区本牧においては、かかる大型船型を既存のバースに受入れざるを得ないという厳しい状況であり、水先人会として苦しい対応を迫られているというのが実情である。これらの船舶の水先引受については、海上保安部等関係者との協議・検討を経て厳しい引受条件を設定して対応をしている。今後、引受条件の緩和、夜間入港の引受等の要請があるものと予測される。

また、LNG 船については、“さやえんどう”と呼ばれるモス型連続カバー方式の LNG 船が就航し、これより更に大型（二軸二舵船）の“さやりんご”と呼ばれる船型のうち 16.5 万 m<sup>3</sup>型が通常配船され、18.8 万 m<sup>3</sup>型の配船も予定されている。

当会としては、これらの大型船舶の受入れに際し、安全運航を確保するという技術的観点から、フェンダーの強度維持や接岸速度計の設置などの設備面での対応を強く要望していくとともに、引受条件を慎重に検討して設定し、関係者の理解を得た上で安全を担保する必要がある。

#### (4) 東京湾の状況について

昨年来、東京湾の湾内及び港湾施設に関し、その状況にいろいろな変化が起こり、それが進みつつある。昨年1月より運用が開始された東京湾の管制の一元化は、当初、多少の混乱はあったが、現在はほぼ順調に東京湾海上交通センター（東京マーチス）の機能が発揮されている。更に、東京湾口の経路指定とこれに伴う航路標識の変更に加え、浦賀水道航路の航路管制の見直し（通航間隔の変更）も近々実施される予定である。

また、港湾関係においても、東京区においては、来年に迫ったオリンピック・パラリンピック関連の諸工事の本格化、川崎区における橋梁工事、横浜沖の新本牧埠頭建設工事の開始等々各所で安全な運航を阻害するおそれを生じる要因が生じている。特に、今年夏～秋頃から開始予定である本牧沖の新本牧埠頭建設工事については、錨地の再編成、横浜航路の延伸、工事開始に伴う航泊禁止区域の設定等とこれらに関係して湾口への南航帯航行船、横浜への入出港船、根岸湾と横浜・川崎間の航行船等の交通流が複雑な状況になると予想され、十分な安全対策が望まれる。これらの諸工事等については、管轄官庁を含む関係者により安全対策を取纏める協議会等がすでに継続的に開催されているが、その場において、安全運航を確保するための対応を積極的に求めていく必要がある。

#### (5) 水先人の人材確保・育成等に関する検討会関連

平成27年4月に水先人の後継者不足に対する対応を検討することを主たる目的として設置された「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」は、2回の“中間とりまとめ”がなされ、近日第13回検討会の開催が予定されている。今までの関係者の検討により、水先人の後継者不足等に対してそれなりの成果が得られたと考えられる。現在の課題である次の点について、十分な改善と効果が見られない場合は、水先人会の法人化の議論が再燃するおそれがあるかも知れない。

- ・内海水先区対策：応召義務を果たせる人材を確保し、顧客の満足する水先業務を提供することを求められているが、当該水先人会を中心とする努力の結果、応募者は増加傾向にあり、就業体制の見直しを含め状況は改善方向にあると判断されている。
- ・会則実効性の強化：水先業務の適正化を求める手段として、増加傾向にある不適切運航等に対処するため、会則を変更し、水先人に対して厳しい対応が取れるようにした。この会則変更の実効性については、種々の事例を参照に検討会の下にあるモニタリング委員会において検証されているが、現在のところ実効性が上がっていると判断されてい

る。

- ・中小規模水先区対策：水先人の後継者不足は依然として深刻な状況にあり、これに対する対策を求められている。これについては、日本水先人会連合会を中心として、近隣水先人会の相互支援をはじめとした派遣支援体制の確立や、各地水先人会の独自の努力の効果が現れ始めている。派遣支援体制が整ったこと、ここ2年間の中小水先区の応募者が漸増傾向にあること等がその現れである。当会からも釜石、細島、那覇（予定）に派遣支援を行っており、今後、秋田船川へも支援する見込みであり、田子の浦からも強い支援要請が届いている。

検討会としては、上記の点についての進展状況を今年度までモニターし、検証する予定としている。また、これからの検討会の大きな懸案事項としては、水先人の責任制限、水先区区割りの見直し、類似行為等があげられる。

## II. 平成31年度（2019年度）の重点目標

I. で述べた当会の置かれた現況を踏まえ、かつ、水先制度の目的である「船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航効率の増進に資する」という原点に立ち返ったとき、当会を取巻く環境に大きな変化はないと判断でき、昨年度に掲げた重点目標を継続することが適当であると思われる。ついでには、昨年度の重点目標を踏襲することを基本にして、平成31年度（2019年度）の重点目標を次の通りとする。

### 1. 水先業務の安定した提供を継続すること

水先人は水先業務の提供者であり、水先法の基本的理念である“応召義務”を果たし、水先利用者に対する水先業務の安定した提供に支障を来たしてはならない。

当会が定める水先人就業基準、配乗マニュアル等々の規定に従って日々の業務を遂行し、水先利用者に対して満足のできる水先業務の提供を確保し、安定的に維持しなければならない。更に、これは水先人のみで達成できるもではなく、水先人と職員がお互いの職務・職責を理解し合いながら、東京湾内の水先業務を遂行しているという一体感を持つことが極めて重要である。

一方で、「水先業務の安定した提供」という理念の中には、水先人というプロとしての適切な技術の提供が含まれている。日々接する外部関係者は、プロとしての技術水準に対して従前以上に厳しい目を向けており、常に彼らの満足を得られる嚮導作業を提供できるように、平素から自らの技術・

技能を向上させ、維持していくことが求められている。

## 2. 船舶の航行及び港内業務の安全運航を確実にすること

平成 23 年から開始された通し業務は、ここ数年の実績では水先隻数に対する通し業務隻数の比率が約 40%程度で推移しており、日々の作業として一般化し定着している。この業務形態は、水先利用者に対してはサービスの向上が図れたといえるが、その反面、以前の航行・港内の分業時代に比べて、それぞれの業務の就業機会が大幅に減少し、結果として技術レベルを向上させ維持することが厳しい環境であり、これに対する取組みが重要な課題となる。

この点に鑑み、教育訓練センターを中心にして、各級水先人に対し一定の経験年数に達するまでは、技術研修会、操船シミュレーター訓練等及び業務評価／進級評価の評価を継続的に実施することで経験不足からくる技術の低下を少しでも補う対策を継続的に行うこととする。

一方で、水先人の関わる事故、不適切運航等は依然として散発する状況にあり、関係官庁を含む関係者は、当会水先人の業務実態について厳しい目で注視している。水先人各位においては、これらの現状を真摯に受け止め、次の点について、再度、認識を新たにして安全運航の達成に最大の努力をしていただきたい。

- ① 積極的に各種操船参考資料等を研究し、これらを有効に活用した作業時の全ての状況を勘案した適切な航行計画、入出港計画を立案すること。
- ② 着棧・着岸操船にあつては、標準として定められている棧橋・岸壁との平行停止距離及び着岸速度を順守すること。また、離棧・離岸時においては、回頭時に安全な離隔距離を確保するまで引き出すこと。
- ③ 東京湾の管制一元化が実施されたことに鑑み、湾内航行（特に、航路航行）、及び港内航行等にあたっては、各管制官との緊密な連絡体制を維持し、情報の入手と相互連絡に真摯に努め、これらの情報等を安全運航のために有効利用すること。

## 3. 会則実効性の強化を図ること

「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」に関連し、水先業務の適正な実施という観点から、事故・不適切運航防止を求めるための検証の手法として“モニタリング委員会”が機能している。換言すれば、水先業務に関わって、当会が行なう会員への指導・監督が有効に効果的に果たされ



ているか、その実効性に対して不信感のある現状を払拭するための検証と言える。

これに関し、一昨年に整備された会則・規程等を機能的に活用し、事故・不適切運航等に対して、船社側の懸念材料である安全性が損なわれる水先業務や水先人の品位保持への危惧等の問題に対処する。安全性を損なうような水先業務については、事故防止対策委員会や安全管理小委員会にて判断することになるが、これは、水先人会自治をより確かなものにするための自助努力であり、安全運航の達成に対する水先人の自覚を促して認識を深める一つの手段とするものである。

#### 4. 新入水先人等に対して充実した養成教育を実施すること

新入水先人の実務研修等に係る規程に基づき、入会後の実船研修（共同操船）等を充実させて実施していく。水先業務の開始初期の基礎的な操船技術の教育・訓練と経験を充実させ、習得し積み上げることは、その後の水先業務を行う上での基盤となり、技術の向上と維持に大きく寄与するものと考えられる。

さらに、当会の実情を踏まえて設定した新入水先人のキャリアパスプランに基づき、新入水先人の上級職へのステップアップ、養成を確実に実施していく。また、これと併行して、各級の水先人についても、継続的に技術研修会や操船シミュレーター訓練等を実施し、技術レベルの向上とその維持に努めるものとする。特に、大型化する船舶や特殊船型の船舶の業務に備えるための技術研修、更に、特定のバースに対する技術研修等、必要に応じた対応を実施する。

### Ⅲ. 平成 31 年度の各事業

会則第 4 条に定める当会の事業に関し、具体的には実施する内容は次の通りである。

#### (1) 会員の品位保持に関する諸施策の実施

1. 会員に対する指導、監督及び連絡に関する事項の実施
2. 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施
3. 事故防止対策委員会及び綱紀委員会の定期的開催
4. ISO 管理委員会の開催及び ISO 品質管理システムの運用
5. 連合会の実施する安全・新人研修の受講

#### (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施

1. 会員の行なう水先業務の引受及び配乗等のオペレーション業務の効率

的实施、及び水先料請求收受業務の確実な実施

2. 上記1.を実施するための水先業務システムの改善と維持
3. 業務運営協議会の定期的開催
4. ユーザー対応窓口等を活用したユーザーからの意見の聴取及びユーザー対応委員会の定期的開催
5. 総会、理事会、総務委員会、業務委員会、財務委員会及び海務委員会の定期的開催、定例会及び各種説明会の適宜開催
6. 財務諸表の公認会計士による監査及び情報公開基準に従った情報公開
7. 個人情報保護方針に基づく水先人、職員の諸情報の保護と情報管理の確実な履行
8. その他当会の目的を達成するために必要な事項の実施

(3) 水先人の養成に関し必要な諸施策の実施

1. 新入会員及び進級水先人に対する実務研修の実施
2. 水先修業生及び進級課程水先人に対する水先実務修習の実施
3. 教育訓練センターによる教育訓練計画の立案とその実施
4. 会員に対する技術研修及び業務評価等の実施
5. 操船シミュレーターの活用による会員の操船技術の向上と習熟

(4) 日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）が行う水先人確保に関する必要な協力の実施

1. 連合会からの他水先区への派遣支援要請があった場合、派遣支援水先人の選定を適正に行うこと。
2. 選出された派遣支援水先人に対し、連合会及び派遣先水先人会との間の事務手続き、事務処理について適正に支援すること。

(5) 当会及び会員の業務に関する連合会及び官公署等との連絡協議の実施

1. 連合会の要請による理事、その他の役員及び委員等の派遣
2. 諸関係団体・組織に対する理事、その他の役員及び委員等の派遣
3. 海上保安部及びその他関係団体との安全講習会、業務連絡会、意見交換会等の適宜開催

以 上